

第1部 序章

第1章 基本的事項

第2章 宇都宮市の概況

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが規定されています。本市においては、令和3年度から令和17年度までの15か年を計画期間とした「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に策定し、循環型社会の形成や良好な水環境の確保に向けて、取組を進めています。

このような中、気候の変動、エネルギー問題、災害の多発など、様々な問題が深刻化している状況にあり、ごみ処理については、国連サミットにおいてSDGsが採択され、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心が高まっています。また、廃棄物処理における脱炭素化の推進やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行、生活排水処理における施設の老朽化など、一般廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しており、これまでの取組の更なる推進を図るとともに、新たな課題にも対応するため、中・長期的な視点から計画を策定します。

SDGsとは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標”です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

また、それぞれのゴールと取組は相互に関連しており、廃棄物と特に関わりの深いゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「12 つくる責任つかう責任」がありますが、他にも、環境負荷の少ない効率的な処理処分の実施については「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題については、「14 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しています。

1つのゴールを目指すとともに、全体像を俯瞰しながら取組を推進することで、より広い分野における効果的な課題解決を目指します。



2 本計画の位置付け

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」では、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」や環境全般の指針となる「第4次宇都宮市環境基本計画」を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画と整合を図り、SDGsの「つくる責任つかう責任」や「安全な水とトイレを世界中に」等の達成を目指します。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」により策定が努力義務とされている「市町村食品ロス削減推進計画」については、「宇都宮市食品ロス削減推進計画」として本計画に内包し、食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付けます。

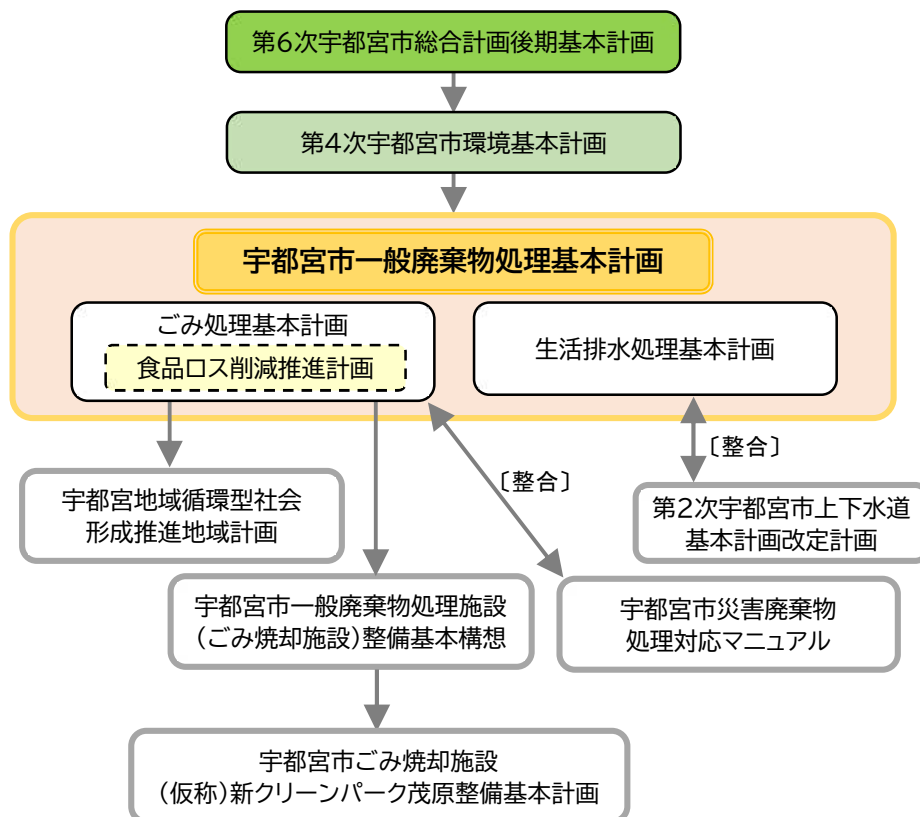


図1-1 計画の体系

3 計画期間

本計画は、本市における一般廃棄物の処理に係る中・長期的な方向性を定めるものであるため、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省通知，平成28年）と「生活排水処理基本計画策定指針」（旧厚生省通知，平成2年）に基づき、長期目標の目標年次を15年先とする令和8年度から令和22年度を計画期間とし、ごみ排出量の推移，施策の効果，社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに策定を行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
目標等設定	基準年度	計画策定期間	計画期間														
			計画開始年度			短期目標年度							中期目標年度				

図1-2 計画の期間

第2章 宇都宮市の概況

1 位置・地勢

本市は、関東平野のほぼ北端、栃木県の中央部に位置し、東京のほか、水戸市、前橋市、さいたま市などの各県庁所在地まで100km圏内となっています。

市域は、東西約24km、南北約30km、総面積は416.85km²であり、北は日光市、塩谷町、さくら市、東は高根沢町、芳賀町、南は真岡市、下野市、上三川町、壬生町、西は鹿沼市と接しています。



図1-3 宇都宮市の位置

2 人口

本市の人口は令和6年10月1日現在で約51.2万人となっており、減少傾向にあります。一方で世帯数は増加傾向にあります。

表1-1 総人口・世帯数・世帯人員の推移（各年10月1日現在）

(単位：人、世帯)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
世帯数	229,283	230,901	234,493	236,768	239,655
世帯人員	2.26	2.24	2.20	2.17	2.14

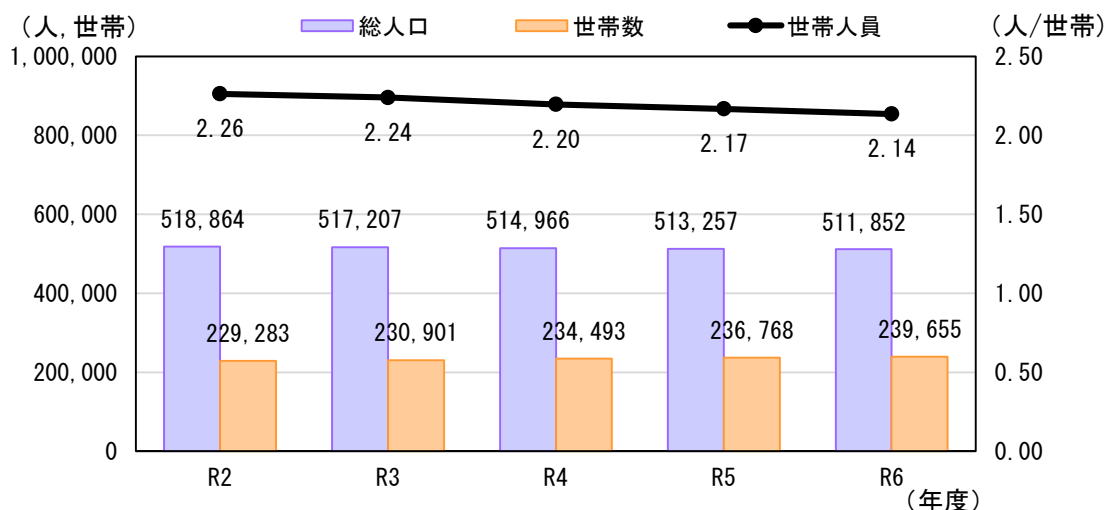


図1-4 総人口・世帯数・世帯人員の推移 (各年10月1日現在)

3 産業構造

「令和3年経済センサスー活動調査」による本市の総事業所数は20,953件あり、従業者数は241,786人となっています。なお、事業所数の84.6%及び従業者数の79.4%は、第三次産業が占めています。

表1-2 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
A 農業, 林業	93	0.4%	1,117	0.5%
B 漁業	6	0.0%	41	0.0%
一次産業合計	99	0.5%	1,158	0.5%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	9	0.0%	33	0.0%
D 建設業	2,026	9.7%	16,169	6.7%
E 製造業	1,084	5.2%	32,558	13.5%
二次産業合計	3,119	14.9%	48,760	20.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	61	0.3%	740	0.3%
G 情報通信業	250	1.2%	4,775	2.0%
H 運輸業, 郵便業	451	2.2%	10,768	4.5%
I 卸売業, 小売業	5,395	25.7%	52,504	21.7%
J 金融業, 保険業	453	2.2%	8,115	3.4%
K 不動産業, 物品賃貸業	1,618	7.7%	6,396	2.6%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,128	5.4%	9,502	3.9%
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,331	11.1%	19,686	8.1%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,957	9.3%	10,558	4.4%
O 教育, 学習支援業	759	3.6%	7,760	3.2%
P 医療, 福祉	1,760	8.4%	31,176	12.9%
Q 複合サービス事業	93	0.4%	1,889	0.8%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,479	7.1%	27,999	11.6%
三次産業合計	17,735	84.6%	191,868	79.4%
合計	20,953	100.0%	241,786	100.0%

資料)総務省「令和3年経済センサスー活動調査」(公務は含まない)

